

MRS 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このスクールは、みなとラグビースクールという。

(所在地)

第2条 このスクールの所在地は、校長宅とする。

(目的)

第3条 このスクールは、ラグビーを通じて、国際性豊かな地域社会の活動拠点となり、次代を担える健全な子どもたちを育成することを目的とする。

(活動方針及び活動内容)

第4条 このスクールは、前条の目的を達成するため、下記各号を活動方針として、小学生及び中学生を対象とした、ラグビースクール運営を行う。

- (1) ラグビーを楽しむ。
- (2) どんなときもきまりを守る。
- (3) みんなのために頑張る。
- (4) 最後まであきらめない。

第2章 スクール生

(対象)

第5条 このスクールの生徒（以下「スクール生」という）の対象は、満3歳に達した男女の幼児(但し、満3歳は翌年度からとする)、小学生1年生から中学校3年生までの男女の生徒及び児童（インターナショナルスクール等を含む）で、東京都内のグラウンドに通うことができるものとする。

(入会)

第6条 スクール生として入会しようとするものは、運営委員会が別に定める入会申込書により、代表（第11条第2項で定義する、以下同じ）に申し込む。

2 代表は、前項の申し込みがあったときは、運営委員会の議決を経て、その申し込みに対する入会の可否を決定する。

(入会金、会費及び活動費)

第7条 スクール生は、運営委員会において別に定める入会金及び会費を納入し、このス

クールが別途指定するユニフォーム(スクールジャージ)、ヘッドギア等の練習用具を購入しなければならない。また、スクール生は、このスクールの活動に必要となる全ての実費を自己負担する。

(スクール生の資格喪失)

第8条 スクール生が次の各号の一に該当する場合には、スクール生の資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 1ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 スクール生は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。但し、入会金及び退会前に納入した会費は返還しない。

(除名)

第10条 スクール生が次の各号の一に該当する場合には、運営委員会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規則及びその他運営委員会で定めた事項に違反したとき。
- (2) このスクールの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) スクール生として相応しくないと運営委員会が判断したとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 このスクールに、次の役員を置く。

- (1) 運営委員 7人以上20人以内
- (2) 会計監査員 1人

2 運営委員のうち1人を運営委員長たる代表(以下「代表」という)、1人を運営副委員長たる校長(以下「校長」という)、1人を事務局長とする。

(選任等)

第12条 運営委員会は、次期の役員を選任する。ただし、年度の途中で役員を選任する場合は、運営委員会が選任する。

- 2 代表、校長、事務局長は、運営委員の互選とする。
- 3 会計監査員は、運営委員を兼ねてはならない。
- 4 運営委員会は、その議決により、運営委員に対して、主務等その他の役職を付することができる。

5 運営委員会は、その議決により、顧問その他の役職者（以下「顧問等」という）の選任を行うことができる。

（役割）

第 13 条 代表は、このスクールを代表し、スクール運営全般を統括する。

2 校長は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行し、また、指導部門を統括する。

3 事務局長は、このスクールの運営に関する会計及び事務を統括する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。但し、前条第 4 項に基づき、役職を付された運営委員は、運営委員会の議決の範囲内で、このスクールの業務を執行することができる。

5 会計監査員は、次に掲げる業務を行う。

(1) このスクールの財産の状況を監査すること。

(2) 前号の規定による監査の結果、このスクールの財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの規約に違反する事実があることを発見した場合には、これを運営委員会に報告すること。

(3) このスクールの財産の状況について、運営委員会に意見を述べること。

（任期等）

第 14 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

（解任）

第 15 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、運営委員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 役員として相応しくないと運営委員会が判断したとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬及び活動費）

第 16 条 役員及び顧問等は、無報酬とする。また、交通費等その他全ての実費は原則として自己負担とする。

第 4 章 運営委員会

(種別)

第 17 条 このスクールには、運営委員会をおく。

2 運営委員会は、定例委員会及び臨時委員会とする。

(構成)

第 18 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 運営委員会は、この規約に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) スクール生の除名
- (3) 収支予算及び決算
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 運営委員の役職
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 資産の管理方法
- (8) 3 万円以上の物品購入
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 20 条 運営委員会は、原則として定期的に毎月 1 回開催する定例委員会のほか、次に掲げる場合に臨時委員会を開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の 2 分の 1 以上から運営委員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第 21 条 運営委員会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 ヶ月以内に臨時委員会を招集しなければならない。

(議長)

第 22 条 運営委員会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決)

第 23 条 運営委員会の議決は、原則として、全員一致とする。

2 運営委員会において、協議を尽くしても、全員一致とならない議題については、次回の定例委員会で再度当該議題について協議する。これによっても全員一致とならない場合には、運営委員総数（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 24 条 各運営委員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により委員会に出席できない運営委員は、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した運営委員は、前条及び次条第 1 項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。

4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 25 条 事務局長は、運営委員会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。但し、事務局長は、議事録を作成できない事情が存する場合には、その他の運営委員に委任することができる。

(1) 日時及び場所

(2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第 5 章 部門

（指導部門）

第 26 条 校長は、運営委員会の議決を経て、指導部門に所属するヘッドコーチ、コーチ、アシスタントコーチ（以下「コーチ等」という）を選任する。

2 コーチ等の任期は、1 年を越えないものとする。ただし、再任を妨げない。

3 校長は、運営委員会の議決を経て、年間の指導計画を定める。

4 校長は、コーチ等の各人の担当及び役割等を定める。

5 校長は、運営委員会の議決を経て、指導部門に対するアドバイザーを選任することができる。

6 校長は、運営委員会の議決を経て、トレーナーその他指導部門に必要な第三者を選任することができる。

7 コーチ等及びアドバイザーは、無報酬とする。また、交通費等その他全ての実費は自己負担とする。

(サポーター部門)

第 27 条 このスクールの目的及び活動に賛同し、支援する地域関係者、企業、行政機関、団体等をサポーター部門と称する。

2 サポート部門の細則については、運営委員会の議決によって、別途定める。

第 6 章 保険

(スポーツ保険及び免責)

第 28 条 スクール生、コーチ等は、このスクールが指定するスポーツ安全保険に加入する。

2 このスクールの活動に従事しているときに、スクール生、コーチ等が、理由の如何を問わず、負傷または死亡した場合には、前項の保険で付保される範囲内で補償を受けるものとし、このスクール、スクール生及びその保護者、役員、顧問等、コーチ等、アドバイザーは一切の責任から免責される。また、スクール生、コーチ等は、このスクールに入会し、または選任されたときは、本条に同意することを証する誓約書を代表に提出しなければならない。

第 7 章 資産

(構成)

第 29 条 このスクールの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(管理)

第 30 条 このスクールの資産は、代表が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経なければならない。

第 8 章 会計

(会計年度)

第 31 条 このスクールの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(収支予算)

第 32 条 このスクールの収支予算は、毎会計年度ごとに運営委員会の議決を経なければならない。

(決算)

第 33 条 このスクールの決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、代表が作成し、会計監査員の監査を受け、運営委員会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

第 9 章 規約の変更

(規約の変更)

第 34 条 このスクールが規約を変更しようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

第 10 章 雑則

(個人情報保護)

第 35 条 このスクールに提供された個人情報は、このスクール活動を運営する目的の範囲内で利用するものとし、個人情報保有者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除いて、第三者に開示しない。

(細則)

第 36 条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1 この規則は、このスクールの成立の日から施行する。

2 このスクールの設立当初の役員及び役職は、次のとおりとする。

運営委員長（代表） 七戸淳

運営副委員長（校長） 黒崎祐一

委員（事務局長） 上野良裕

委員（事務局長補佐） 山根和大

委員（主務） 鹿毛綾奈

委員（ヘッドコーチ） 高橋慎二

委員 津久井克行

委員 菊地公明

委員 武田守久

委員 菊田聡

会計監査員 春田兼司

3 このスクールの設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、このス

クールの成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

4 このスクールの設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 スクール生 1 人 1,000 円

(2) 年会費 スクール生 1 人 12,000 円

尚、年度の途中で入会した場合は、入会した日が属する月から次の 3 月までの月数に 1,000 円を乗じた金額を会費とする。

平成 23 年 4 月 10 日付規約変更に関する附則

1 この変更は、平成 23 年 4 月 10 日から適用する。

2 このスクールの入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 スクール生 1 人 1,000 円

(2) 年会費 スクール生 1 人 12,000 円

(幼児・児童・生徒とも同額とする)

尚、年度の途中で入会した場合は、入会した日が属する月から次の 3 月までの月数に 1,000 円を乗じた金額を会費とする。

3 第 28 条第 1 項に規定するスポーツ安全保険については、入会した月の翌週第 2 週目の活動日から付保される。